

第九十回帝國議會 會計法戰時特例廢止等に関する法律案委員會會議錄(速記)第十八回

付託議案(審査終了ノモノヲ除ク)
法人に對する政府の財政援助の制限
に關する法律案(政府提出)

昭和二十一年九月五日(木曜日)午前十一時十八分開議

出席委員

委員長 坂東幸太郎君

理事青木 孝義君 理事高橋 英吉君

理事川崎 秀二君

田中 實司君

北村德太郎君 坂田 道太郎君

矢尾喜三郎君 山崎 常吉君

松原 一彦君 東 隆君

出席政府委員

大藏事務次官 上塚 司君

大藏參事官 柴田兵一郎君

大藏事務官 河野 一之君

本日ノ會議ニ付シタ議案

法人に對する政府の財政援助の制限
に關する法律案(政府提出)

○坂東委員長 是ヨリ開會致シマス、

本日ノ日程ハ法人に對する政府の財政援助の制限に關する法律案デアリマス、直チニ之ヲ議題ニ供シマス、質疑ハ前回終了シマシタガ、其ノ中デ此ノ第一條ニ關スル政府ノ説明ガ殘ツテ居マスカラ、此ノ際政府カラ御説明ヲ御願ヒ致シマス

○柴田政府委員 ソレデハ私ヨリ御説明申上ゲマス、今日マデ政府ガ出資致シテ居リマスル法人ノ數ハ四十デゴザイマス、サウシテ是ガ公稱資本金合計額ハ六十七億五千七百四十九萬九千九百五十圓デゴザイマス、中政府ノ引受

額ハ三十八億千六百二十三萬三千圓デゴザイマス、尙ホ拂込済額ハ五十三億九千四百五萬九千九百十五圓デゴザイマス、中政府ノ拂込済額ハ二十九億七千九百八十五萬四千五百五十圓デゴザイマス

○坂東委員長 只今政府ノ説明シマシタコトダケニ關シテ、簡單ナ質問デアリマスルナラバ質問ヲ願フテ差支ヘアリマセヌ、質問アリマセヌカ

○坂東委員長 ソレデハ討論ニ移リマス

○田中實司君

○田中(實)委員 本案ハ、内容ヲ承リマスルト、非常ニ重要ナ法案デアリマス、之ニ對シテ、我々ト致シマシテモ若干ノ意見ヲ持ツテ居ルデアリマスケレドモ、色々ノ御話ヲ承リマス、客觀的ノ情勢上已ムヲ得ナイ點モ認メラレマスノデ、私ハ日本自由黨ヲ代表致シマシテ、本案ニ賛成ノ意思ヲ表シマス、唯御願ヒ申シテ置キタイノハ、是ガ實際ノ處理ニ當リマシテハ、當局ニ於ケレテ十分戒心ヲシテ置キタイト云フコトヲ、特ニ御願ヒ申シテ置ク次第デアリマス

○坂東委員長 川崎秀二君

○川崎委員 自由黨ト同様ノ立場カラ、政府原案ニ賛成スルモノデアリマス

○坂東委員長 山崎常吉君

○山崎(常)委員 實ハ社會黨トシテハ、前ノ委員カラ、之ヲ受繼イダノデゴザイマシテ、此ノ審議ニ付キマシテハ、十分私マダ吞込メナイノデスカ、併シナガラ此處ニ理由トシテ書イテア

リマス「聯合國最高司令官ノ要求に基いて會社其の他の法人に對する政府の財政援助を制限する必要がある、これが、この法律案を提出する理由である」ト、此處ニ明記シテアリマス、之ニ基キマシテ一應社會黨ト致シマシテハ原案ニ賛成ヲ致シマスガ、同時ニ今後ノ補助金ノ問題ニ付キマシテハ、最モ時局ニ適シタ、又聯合軍ノ要求ニ基ク方法ニ依ツテ、慎重ヲ期シテ進ンデ實ヒタイト云フコトヲ要求致シマス

○坂東委員長 東隆君

○東委員 協同民主黨トシテ、此ノ原案ニ賛成ヲ表シマスルガ、政府ガ出資ヲスルコトニ依ツテ、官僚的ナ運營其ノ他ガ行ハレマスノデ、見様ニ依リマシマハ、私ハ此ノ際民間其ノ他ノ方面ニ於テ希望スル場合ニハ、政府ノ出資ヲ民間ニ振替ヘル、サウ云フヤウナ處置ヲ速カニ講ゼラレヤウナ點ヲ申述ベテ、賛成ヲ表シマス

○坂東委員長 是ニテ討論ハ終局致シマシタ、是ヨリ採決致シマス、原案ニ賛成ノ諸君ノ起立ヲ願ヒマス

(議員起立)

○坂東委員長 起立總員、仍テ本案ハ原案ノ通り可決致シマシタ、是デ散會致シマス

午前十一時二十四分散會

昭和二十一年九月三十日印刷

昭和二十一年十月一日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷局